

商品概要説明書

教育ローン（株式会社ジャックス保証）

2024年4月1日現在

商品名	教育ローン（ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ 当 JA の地区内に居住または勤務している方。○ 借入申込時の年齢が満 20 歳以上満 65 歳以下（完済時年齢満 70 歳以下）の方。○ 安定・継続した収入の見込める方。○ 過去に不渡り、延滞等の事故がなく、株式会社ジャックスの保証を受けられる方。○ 借換の場合、借換対象の教育ローンで直近 6 ヶ月間に返済遅延がない方○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
対象学校	幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院
資金用途	<ul style="list-style-type: none">①入学、在学に必要な資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等②支払済み領収書 教育資金として申込受付 3 ヶ月以内に現金で支払いしたもの③教育ローンの借換資金④その他、当 JA が認めた教育資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 10 万円以上 700 万円以内（1 万円単位）。 但し、医科・歯科・薬科大学または学部の場合は、1,000 万円以内とし、借換資金の場合は、一括償還金額を上限とする。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 6 か月以上 16 年 10 ヶ月以内（1 ヶ月単位・元金据置期間含む）○ 元金据置期間の上限は次の通りとする。<ul style="list-style-type: none">①入学前の 7 ヶ月間以内②卒業予定年月までの在学期間以内③卒業後の 3 ヶ月以内 但し、留年、留学により卒業予定年月が伸びる場合も、元金据置期間の延長は行わないものとする。 なお、借換資金の場合は残存償還期間を上限とする。
借入利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日及び 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日及び 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。

	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、当組合所定の方法により見直しをいたします。</p> <p>※利率は店頭に掲示いたします。詳細については当 J A 融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>(1) 毎月元利均等返済</p> <p>(2) 毎月元利均等返済とボーナスの併用</p> <p>※但し、ボーナス返済元本は融資金額の 50%以内とする</p> <p>(3) 元金据置返済</p> <p>据置期間中は毎月利息のみ返済</p>
保証料率	○ 年利 1.00%の固定方式とする。
担保	○ 不要です。
保証人	<p>○ 当 J A が指定する保証機関（ジャックス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>但し、株式会社ジャックスの判断により必要とする場合があります。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：023-653-5110）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、山形県農業協同組合中央会が設置・運営する山形県 J A バンク相談所（電話：023-634-8234）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または山形県 J A バンク相談所にお申し出下さい。</p> <p>山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記山形県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方</p>

	<p>法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山形県 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A てんどう